明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

# 目次

〔政　令〕
○災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部を改正する政令（七五）　三
○郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（七六）　四
○放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（七七）　四
○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（七八）　四

〔省　令〕
○大学設置基準の一部を改正する省令（**文部科学**七）　四

〔告　示〕
○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条の規定に基づき金融機関を定める件（**金融庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業**一）　四
○情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律第八条第一項の規定に基づく指定納付受託者の指定の件（**総務**一〇四）　四
○日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認する件（**同**一〇五）　五
○特定国外派遣組織を指定する件（**同**一〇六、一〇七）　五
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**七）　五
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**同**八）　五
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（**同**九）　六
○日本国に帰化を許可する件（**法務**七八）　六
○パナマ共和国の国民に対する一部査証の期間限定免除措置に関する日本国政府のパナマ共和国政府への口上書の発出に関する件（**外務**一〇九）　六
○ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府の英国政府への口上書の発出に関する件（**同**一一〇）　六
○円借款の供与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一一一）　六
○国立がん病院における医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一一二）　七
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一一三）　七
○大学設置基準第三十九条第一項に規定する医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合について定める件の一部を改正する告示（**文部科学**四四）　七
○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する件（**同**四五）　七
○豆乳類の日本農林規格の一部を改正する件（**農林水産**六六一）　八
○豆乳類についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**六六二）　八
○フードチェーン情報公表農産物の日本農林規格の一部を改正する件（**同**六六三）　八
○フードチェーン情報公表農産物の流通行程についての検査方法の一部を改正する件（**同**六六四）　八
○フードチェーン情報公表農産物についての流通行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**六六五）　八
○発電用施設周辺地域整備法第三条第一項の規定に基づき、地点を指定した件（**経済産業**四二）　八
○化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則第三十一条に規定する手続を行う者の使用に係る電子計算機に係る基準及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則第三十一条第五項第二号に規定する電子証明書を廃止する件（**同**四三）　八
○小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの令和六年度に係る支給率を定める件（**同**四四）　八
○砂防法第六条の規定により砂防法第二条で指定した土地において、直轄砂防工事が終了した件（**国土交通**二四三）　九
○料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示（**同**二四四）　九
○高速自動車国道に関する件（**同**二四五～二五二）　九
○都市計画に関する件（**同**二五三～二五五）　九
○汚染状況重点調査地域の指定を解除する件（**環境**三〇）　一〇

（以下次のページへ続く）

**本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。**

（前のページより続き）

〔国会事項〕
官庁事項
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　一〇
組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）　一一
登録船舶職員養成事務の休廃止に関する公示（国土交通省）　一一
防衛省防災業務計画の改正要旨の公表について（防衛省）　一一
登録小型船舶教習所の登録に関する公示（関東運輸局、九州同）　一一
法　務
再審による無罪判決の公示（仙台地方裁判所石巻支部）　一三
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（中部運輸局最低賃金公示二）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
無縁墳墓等改葬、建築基準適合判定資格者に対する処分関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　二六

〔官庁報告〕

官庁事項

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七五号）（内閣府本府）

一　災害対策基本法施行令の一部改正関係

指定行政機関等から都道府県又は市町村に派遣された職員について、国から在宅勤務等手当の支給を受けることができないこととしたとともに、都道府県又は市町村において支給した在宅勤務等手当について、国が法令の規定により支給した在宅勤務等手当とみなすことができることとした。（第一八条関係）

二　大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正関係

関係行政機関から都道府県又は市町村に派遣された職員について、国から在宅勤務等手当の支給を受けることができないこととしたとともに、都道府県又は市町村において支給した在宅勤務等手当について、国が法令の規定により支給した在宅勤務等手当とみなすことができることとした。（第四二条関係）

三　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

### ◇郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（政令第七六号）（内閣官房）

1　郵便貯金銀行が内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けずに行うことができる業務として、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三八号）及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三九号）の規定により金融機関が委託を受けて行うことができる業務を追加することとした。（第三条第二項第六号及び第七号関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

### ◇放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第七七号）（総務省）

放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和五年法律第四〇号）の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

### ◇武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七八号）（内閣官房）

1　放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和五年法律第四〇号）の施行に伴い、放送法に基づき指定する指定公共機関に関する規定を改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

# 政　令

災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第七十五号**

災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条第二項及び大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

**第一条**　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「単身赴任手当」の下に「、同法第十二条の三第一項の在宅勤務等手当」を加え、同条第五項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

（大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

**第二条**　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「単身赴任手当」の下に「、同法第十二条の三第一項の在宅勤務等手当」を加え、同条第五項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

**附　則**

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

---

郵政民営化法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第七十六号**

郵政民営化法施行令の一部を改正する政令

内閣は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百十条第一項第五号及び第百八十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の二号を加える。

六　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第八条第二項の規定により同法第二条第三項に規定する金融機関が行うことができる事務に係る業務

七　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十二条第三項の規定により同法第二条第一項に規定する金融機関が行うことができる業務

第二十二条第一項第一号中「命令」を「求め」に改める。

**附　則**

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二十二条第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

---

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第七十七号**

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年四月一日とする。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

---

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第七十八号**

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十七号ヌ中「である同条第二十一号に規定する認定基幹放送事業者」を削る。

**附　則**

この政令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

# 省　令

**○文部科学省令第七号**

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣　盛山　正仁

大学設置基準の一部を改正する省令

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項の表中「参加法人」を「参加法人等（同項第一号に掲げる法人に限る。）」に改める。

**附　則**

この省令は、令和六年四月一日から施行する。